

# 4 令和8年度に注意すべき主なポイント

## (1) 就労移行支援体制加算の見直し

### ①見直しに関する経緯等

- ① 就労移行支援体制加算は、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じ設定している加算。
- ② しかしながら、他自治体において、同一の利用者について事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者について報道等がある。
- ③ 上記により、本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算の要件等について見直しが行われたもの。

### ②見直し内容

- ① 一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- ② 同一事業所だけでなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可とする。

# 4 令和8年度に注意すべき主なポイント

## (2) 就労継続支援B型基本報酬区分の見直し

### ①見直しに関する経緯等

平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。

### ②見直し内容

基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。

※基準額の引き上げ幅は、令和6年度報酬改定時の平均工賃月額の上昇幅（約6千円）の1/2である3千円

併せて下記の措置を講じる

- ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
- ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
- ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七（平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合）と八（平均工賃月額が1万円未満の場合）の基準については引き上げず、据え置く。

# 4 令和8年度に注意すべき主なポイント

## (3) 新規指定事業所の応急的な報酬単価の特例

### ①経緯等

障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、**新規事業所に限り**、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。

### ②応急的な報酬単価の対象サービス等

#### ○対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス

※年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

#### ○令和8年6月1日指定事業所から適用

なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している離島・中山間地域（特別地域加算の対象地域）にある事業所については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する。

# 4 令和8年度に注意すべき主なポイント

## 施設入所

### (4) 地域移行等意向確認体制未整備減算経過措置終了

指定障害者支援施設等は利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」）を適切に行う必要があります。

令和6年度から努力義務化、令和8年4月以降義務化されており、令和8年4月以降、基準に満たしていない場合は減算になります。

#### 【やっておかなければならないこと】

- ①地域移行等意向確認等に関する指針を定めること。
- ②地域移行等意向確認担当者を選任すること。
- ③地域移行等意向確認担当者は指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告すること。

# 4 令和8年度に注意すべき主なポイント

## (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充

全サービス  
(相談系はR8年6月  
から新設)

### 【令和8年度報酬改定】 令和8年6月施行

福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施

※定期昇給0.6万円を含め、合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円(6.3%)の賃上げが実現する措置

- ① 加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従業者に拡大(加算率の引き上げ)
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
- ③ 加算対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設

### 【やっておかなければならないこと】

下記のとおり、各要件について「処遇改善計画書」において令和9年3月末までに整備等を誓約して届出を行っている法人は年度内に該当する要件の整備を必ず行うこと

#### 【キャリアパス要件】

- ① 「令和8年度特例要件を」満たす事業所  
キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)、キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)、キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を整備することを誓約
- ② キャリアパスⅣ(改善後の年額賃金要件)において、「職場環境等要件」について全体から14以上の取組を行うことを誓約

#### 【職場環境等要件】

- ① 「令和8年度特例要件」を満たす事業所が取組を行うことを誓約
- ② 「加算Ⅲ又はⅣを算定する場合」、全体で8以上の取組の実施することを誓約